

「自社株」が相続税の悩みのタネに？

自分の相続税がどのくらいかかるのか、なかなか考える機会も少ないと思います。それでは、相続税の対象となる財産の中に、「自社株」(自社の株式)が含まれているのはご存知でしょうか。「相続税なんて自分の財産はそんなに多くないから大丈夫だよ。」と、お考えの社長さん、自社株についてはちょっと注意です。



● 自社株っていくらなの？

① 評価をして価額を出す

自社株は上場会社の株式とは違い、相場もないため売りに売れない財産ですが、相続の際には土地や建物など、他の相続財産と同様、一定の評価により価額を計算します。

相続直前の決算期の会社の決算書が評価のベースとなり、会社の資産のうち評価替えが必要なものがあれば、相続時点の評価額で評価します。「会社を設立したときに出資した資本金が評価額ではない」ということになります。

② 2つの評価額がある

自社株の相続税の評価額は、2つの評価額を加重平均して計算します。

A：類似業種比準価額

その会社と同業種の上場株式の株価と比べて評価する方法。その会社がどの業種に該当するかは、国税庁からの通達により調べることができます。

B：純資産価額

その会社の相続時点における資産・負債を評価する方法。言い換えるのであれば、その会社が解散したときの価値をもとに評価する方法となります。

⇒会社が黒字で、配当を出しており、さらに過去の利益が大きい会社は株価が高くなります。当然、株価が高くなっていたら、相続税の納税額も多くなるわけです。

● 生前贈与で対策を行う

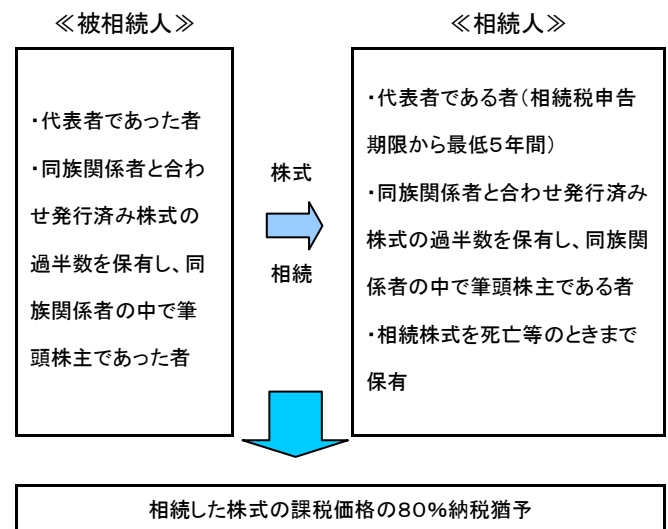
自社株が相続税の負担になってしまいそうなとき、対策として、一番有効なのが継続的な生前贈与です。特に、同業種の上場株式の株価が低い時期や、退職金などを出し、一時的に純資産の評価額が下がる時期などに集中的に行うとさらに効果的です。

贈与税が、将来かかる相続税に比べて低くなるようであれば、生前贈与をするべきです。

● 納税猶予制度が今後できる予定

今後、相続人が、代表者であった被相続人(亡くなった人)から相続により自社株を取得し、その会社を経営していく場合には、その相続人が納付すべき相続税のうち、相続した自社株に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予するという制度ができる予定です。

以下がこの制度の概要となります。



● まずはご相談を

今後、相続税のことをお考えになるときは、一度、現在の自社株がいくらかを評価し、金額の把握をしておくのが大切なポイントになると思いますので、その際は、担当までご相談下さい。

(古井 洋平)